



鳥取県公報

令和6年7月12日（金）
第9612号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（442）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜 （443）（畜産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	指定障害児通所支援事業の廃止の届出（444）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 2 大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 2 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 2 警備業法に基づく検定の実施（2件）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
有限会社北斗	倉吉市新町三丁目 1177-1	北斗薬局ほくえい 店	東伯郡北栄町国坂 720-3	育成医療、更 生医療、精神 通院医療	令和6年7月 2日

鳥取県告示第443号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和6年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名号	個体を識別する番号	指定の日	備考
琴伯桜	14641-2340-3	令和6年7月1日	検定中

鳥取県告示第444号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月12日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害児通所 支援事業を行っていた 事業所の名称	指定に係る障害児通所 支援事業を行っていた 事業所の所在地	障害児通所 支援事業の 種類	廃止年月日
社会医療法人 同愛会	米子市両三柳 1880	博愛こども発達・在宅 支援クリニック	米子市両三柳1880	医療型児童 発達支援	令和6年8月 1日

公 告

令和6年4月5日付鳥取県公報第9585号で公告したドラッグコスモス岩美店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき令和6年7月26日までに知事に意見書を提出することができる。

令和6年7月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和6年7月12日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年8月4日 午前9時から正午まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ-射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和6年8月4日 午前9時から午前11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	5人
令和6年8月13日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和6年8月26日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和6年8月6日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人
令和6年8月20日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和6年8月27日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所を管轄する警察署に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年7月12日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和6年10月16日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和6年11月21日（木）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- 7 検定申請書の受付期間
令和6年9月24日（火）から同月27日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
 - (1) 検定手数料 13,000円
 - (2) 納付方法
 (1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和6年7月12日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和6年10月16日（水）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和6年11月22日（金）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和6年9月24日（火）から同月27日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 13,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。